政　令

輸出貿易管理令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年一月十六日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第一号

輸出貿易管理令の一部を改正する政令

内閣は、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第四十八条第三項及び第六十九条の五の規定に基づき、この政令を制定する。

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）の一部を次のように改正する。

別表第二の三第一号の二ロ(1)中「反応器」の下に「及びその部分品」を加え、同号ハ(5)中「核酸の」を「核酸若しくはペプチドの」に改める。

別表第二の三第二号の二(48)を同号(50)とし、同号(47)中「、その他の」を「その他」に、「及びパズル」を「、パズル及びビデオゲーム用のコンソール又は機器」に改め、同号(47)を同号(49)とし、同号(46)を同号(48)とし、同号(45)中(xvii)を(xix)とし、(x)から(xvi)までを(xii)から(xviii)までとし、(ix)を(x)とし、その次に次のように加える。

(xi)　呼吸用機器及びガスマスク

別表第二の三第二号の二(45)中(viii)を(ix)とし、(v)から(vii)までを(vi)から(viii)までとし、同号(45)(iv)を次のように改める。

(iv)　写真機、写真用のせん光器具及びせん光電球並びにこれらの部分品及び附属品

別表第二の三第二号の二(45)(iv)を同号(45)(v)とし、同号(45)(iii)を同号(45)(iv)とし、同号(45)(ii)の次に次のように加える。

(iii)　視力矯正用眼鏡、保護用眼鏡その他の眼鏡

別表第二の三第二号の二(45)を同号(46)とし、その次に次のように加える。

(47)　刀、剣、やりその他これらに類する武器並びにこれらの部分品及びさや

別表第二の三第二号の二(44)を次のように改める。

(44)　船舶及び浮き構造物

別表第二の三第二号の二(44)を同号(45)とし、同号(43)を同号(44)とし、同号(42)(i)中「無限軌道式トラクター」の下に「並びにこれらの車体並びにこれらの部分品及び附属品」を加え、同号(42)(iv)中「特殊用途自動車」の下に「及びその車体並びにこれらの部分品及び附属品」を加え、同号(42)(v)中「トラクター」の下に「及びこれら」を加え、同号(42)(vi)中「及びセミトレーラー並びにこれらの車両又はその他の車両」を「、セミトレーラーその他車両及びこれら」に改め、同号(42)(vi)を同号(42)(viii)とし、同号(42)(v)の次に次のように加える。

(vi)　モーターサイクル

(vii)　自転車及びサイドカー並びにこれらの部分品及び附属品

別表第二の三第二号の二(42)を同号(43)とし、同号(41)を次のように改める。

(41)　鉄道用又は軌道用の機関車及び車両、鉄道又は軌道の線路用装備品及び機械式交通信号用機器並びにこれらの部分品

別表第二の三第二号の二(41)を同号(42)とし、同号(40)中(xxxiii)を(xl)とし、(xxxii)を(xxxix)とし、(xxxi)を(xxxviii)とし、同号(40)(xxx)を次のように改める。

(xxx)　炭素電極、炭素ブラシ、ランプ用炭素棒、電池用炭素棒その他の製品であつて黒鉛その他の炭素のもの

別表第二の三第二号の二(40)(xxx)を同号(40)(xxxvi)とし、その次に次のように加える。

(xxxvii)　がい子

別表第二の三第二号の二(40)(xxix)を同号(40)(xxxv)とし、同号(40)(xxviii)中「及び電気」を「、電気」に改め、「機器」の下に「、電子たばこその他これに類する個人用の電気的な気化用器具その他の電気機器及びその部分品」を加え、同号(40)(xxviii)を同号(40)(xxxiv)とし、同号(40)中(xxvii)を(xxxiii)とし、(xxvi)を(xxxii)とし、(xxv)を(xxxi)とし、同号(40)(xxiv)中「発光ダイオード光源」の下に「並びにこれらの部分品」を加え、同号(40)(xxiv)を同号(40)(xxx)とし、同号(40)(xxiii)を同号(40)(xxix)とし、同号(40)(xxii)中「これらの機器又は光ファイバー用若しくは光ファイバーケーブル用の接続子」を「光ファイバー用又は光ファイバーケーブル用の接続子並びにこれら」に改め、同号(40)(xxii)を同号(40)(xxviii)とし、同号(40)中(xxi)を(xxvii)とし、(xx)を(xxvi)とし、(xix)を(xxv)とし、(xviii)を(xxiii)とし、その次に次のように加える。

(xxiv)　電気式の音響信号用又は可視信号用の機器及びこれらの部分品

別表第二の三第二号の二(40)(xvii)を削り、同号(40)(xvi)中「及びその部分品並びにプロジェクター又はテレビジョン受像機器」を「、プロジェクター及びテレビジョン受像機器並びにこれら」に改め、同号(40)(xvi)を同号(40)(xxii)とし、同号(40)(xv)中「受信機」を「の受信機器」に改め、同号(40)(xv)を同号(40)(xxi)とし、同号(40)中(xiv)を(xx)とし、(xiii)を(xix)とし、同号(40)(xii)を次のように改める。

(xii)　ディスク、テープ、不揮発性半導体記憶装置、スマートカードその他の媒体

別表第二の三第二号の二(40)(xii)を同号(40)(xvii)とし、その次に次のように加える。

(xviii)　フラットパネルディスプレイモジュール及びその部分品